

議会だより



写真:救助工作車(池田消防署配置)

vol.8

2025.5.1

発行/みよし広域連合議会

contents

◆令和6年第2回(11月)臨時会議決結果	2
◆令和7年第1回(2月)定例会議決結果	2
◆令和7年度みよし広域連合当初予算	3
◆財産の取得	3~4
◆令和7年第1回(2月)定例会一般質問	4~5
◆議会活動報告	6

令和6年11月 臨時会

議決結果

◆令和6年第2回(11月)臨時会に提出された議案の議決結果は、次のとおりです。

番号	件名	結果
議案 20	みよし広域連合汚泥再生処理センター建設工事の変更請負契約について	可決

令和7年2月 定例会

議決結果

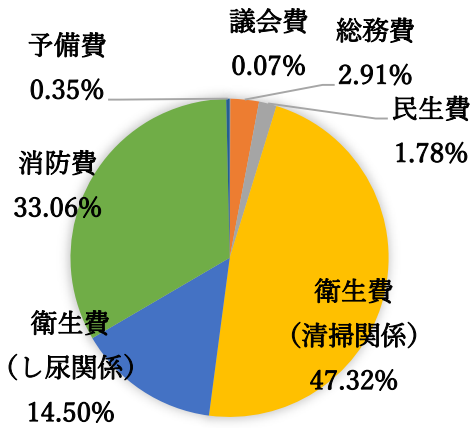
◆令和7年第1回(2月)定例会に提出された報告・議案等の議決結果は、次のとおりです。

番号	件名	結果
承認 1	専決処分の承認を求めることについて (みよし広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)	承認
承認 2	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度みよし広域連合一般会計補正予算(第3号)について)	承認
承認 3	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度みよし広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)について)	承認
議案 1	みよし広域連合公告式条例の一部を改正する条例について	可決
議案 2	みよし広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 3	みよし広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 4	みよし広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 5	みよし広域連合廃棄物の適正処理及び減量並びに再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 6	みよし広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 7	令和6年度みよし広域連合一般会計補正予算(第4号)について	可決
議案 8	令和6年度みよし広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)について	可決
議案 9	令和7年度みよし広域連合一般会計予算について	可決
議案 10	令和7年度みよし広域連合介護保険特別会計予算について	可決

令和7年度当初予算について

一般会計

予算額は4,028,599千円で、前年度当初予算と比べて44,962千円(約1.10%)の減額となりました。主な使い道、内訳は下記のとおりです。主な財源は構成市町(三好市・東みよし町)からの負担金及び基金からの繰入金で、それらが9割以上を占めます。



四捨五入の関係で、合計100%にはなりません。

目的別	金額(千円)	説明
議会費	2,900	議会にかかる費用や議員の活動費等
総務費	117,337	職員の福利厚生や会計、監査にかかる費用
民生費	71,814	低所得者の介護保険料軽減にかかる費用
衛生費(清掃関係)	1,906,250	ごみ処理にかかる費用(清掃センター等の施設運営費、維持補修費用)等
衛生費(し尿関係)	584,288	し尿処理にかかる費用(浄化センター等の施設運営費、維持補修費用)等
消防費	1,332,010	消防、救急にかかる費用
予備費	14,000	予定外の支出に対応するための費用

介護保険 特別会計

予算額は 6,177,880千円で、前年度当初予算と比べて101,907千円(約1.68%)の増額となりました。主な使い道は介護保険給付費等にかかる費用です。主な財源は介護給付費等の50%は国、県、市町が負担し、残りの50%を40歳以上の方が納める介護保険料で賄っています。

みよし広域連合議会

財産の取得

《令和6年5月28日開催の令和6年第1回(5月)臨時会で可決された財産の取得について》

◇池田消防署救助工作車

令和7年3月、みよし広域連合池田消防署に救助工作車が納車され、管内における火災をはじめとする各種災害に対して地域防災を担う車両として運用しています。

複雑多様化する災害対応が求められる状況において、さらなる消防力の充実を図り、緊急時における迅速かつ的確な消防活動をもって住民の安全を守るため、最新の機能を搭載した車両に更新しました。



◆財産の取得金額 72,270,000円

《令和6年5月28日開催の令和6年第1回(5月)臨時会で可決された財産の取得について》

◇浄化センター衛生車

令和7年3月、みよし広域連合浄化センターに衛生車が納車され、管内における清掃業者から搬入があった汚水及び汚泥等を吸引、移送を行う車両として運用しています。保有していた衛生車が購入してから約20年が経過し、修繕時における交換部品の欠品・不足の発生や、補修等が困難な箇所の腐食や劣化などにより正常な運用が難しくなっているため、最新の機能を搭載した車両に更新しました。



◆財産の取得金額 10,450,000円

令和7年2月 定例会

一般質問

A ごみの減量化や資源化は、温室効果ガスの排出削減やごみ処理

Q リサイクルできる紙類の焼却施設への搬入規制は、いつから開始するのか。

Q パブリックコメントを実施した結果、管内の事業者から2件と住民から1件の意見があり、主な内容は早期の導入によりごみの減量化を推進すべきという肯定的な意見がある一方、収集業者や排出事業者の負担が増え収集・運搬料金を上げざるを得なくなるという否定的な意見もあった。

A パブリックコメントを実施した結果、管内の事業者から2件と住民から1件の意見があり、主な内容は早期の導入によりごみの減量化を推進すべきという肯定的な意見がある一方、収集業者や排出事業者の負担が増え収集・運搬料金を上げざるを得なくなるという否定的な意見もあった。

Q 事業系一般廃棄物ガイドライン策定にあたり、令和6年9月から1月間実施したパブリックコメントの主な意見の内容は。

A 市・町の広報誌やホームページ、また、広域連合が発行する「みよしごみ通信」等を活用し周知に努める。

Q 排出事業所への周知の方法は。

A 令和4年度の事業系一般廃棄物を搬入した事業所数は、344事業所となっている。

Q 管内の排出事業所数は、どの程度あるのか。

A 費用に係る住民負担の軽減にも繋がることから、早期の実施に向けて準備を進めており、令和7年9月実施を予定している。

Q 事業系可燃ごみ減量化に向けた取り組みについて



徳川一広 (三好市)

Q 介護保険制度における
デジタル化について



平田政廣
(三好市)

① 介護サービス事業所の指定申請等に関する電子申請について

Q 対象事業所の内訳と施設数を伺う。

A みよし広域連合が指定している全ての事業所が対象で、内訳はグループホームが11事業所、地域密着型デイサービスが12事業所、地域密着型特別養護老人ホームが2事業所、第1号訪問介護事業所が16事業所、第1号通所介護事業所が22事業所、居宅介護支援事業所が14事業所、介護予防支援事業所が3事業所となっている。

Q 対象事業所すべて電子申請になるのか。

A 令和6年4月1日に介護保険法

施行規則が改正され、みよし広域連合では令和7年4月1日より電子申請・届出システムの利用を原則化することとしている。

Q 電子申請しない又は、出来ない場合はどうなるのか。

A 情報通信技術に不慣れである場合等の状況を鑑み、原則化ののうちも当面の間、従来のおり書面等による届出及び申請を可能としている。

② 令和6年12月11日付けの事務連絡で各介護認定事業所管理者宛に介護認定審査会の進捗状況の確認及び要介護認定等の情報提供に係る事務手続きについて

Q 事務連絡と標記されているがこの文書扱いで良いか。

A 介護保険センターの事務運用の変更に関する通知であり、介護保険制度等を改正する内容でないことから事務連絡とした。

Q 令和6年8月1日付け「み広連介第411号」通知文の廃止した内容は。

A 介護認定審査会後の被保険者証及び情報提供資料の交付について、介護認定審査会の翌日に交付している運用を原則、介護認定審査会の翌々日に変更するという通知文を廃止した。

Q 同通知文に添付されている書面の内容は。

A 介護認定審査会の進捗状況、及び被保険者証の取り置き、並びに情報提供資料の取り置きについて、個人情報保護を重視した運用の変更についてである。

Q 運用変更に当たり、事業者や被保険者の理解は得られているのか。

A 介護保険センターにも運用変更の問い合わせもあることから、事業者に対し早期に説明会を開催し理解に努める。



みよし広域連合議会行政視察について

みよし広域連合議会では、令和6年10月29日～31日に広域連合議会議員8名と職員5名が参加し、佐賀県にある杵島地区環境センター、佐賀東部クリーンエコランド及び鳥栖・三養基西部環境施設組合の行政視察を行いました。視察内容は次のとおりです。

①杵島地区環境センター

みよし広域連合で現在建設中の浄化センター(井川町西井川)の新施設の供用開始に向けて、課題点等を参考にするべく、その運営状況等に関して視察を行いました。



▲杵島地区環境センター

②佐賀東部クリーンエコランド

令和6年度より焼却施設を供用開始しており、施設の熱エネルギーの回収・利用、ごみの発電の効率化及び災害時の施設機能の維持として、浸水対策・強靱化について視察を行いました。また、堅型ストーカ式焼却炉(バーチカル炉)を採用しており、これは、みよし広域連合が令和8年度より焼却業務を委託する株式会社明和クリーンでも採用した焼却方式であり、それについても説明を受けました。



▲佐賀東部クリーンエコランド

③鳥栖・三養基西部環境施設組合

令和3年度より可燃ごみ施設解体計画を進めており、その状況について説明を受けました。みよし広域連合で現在稼働中の清掃センター(池田町西山)は、令和7年現在で供用開始から45年目を迎え、施設の老朽化が顕著になっております。今後は焼却業務の委託を開始した後に、清掃センター焼却施設の解体を計画しており、その留意点等に関して説明を受けました。



▲鳥栖・三養基西部環境施設組合

みよし広域連合からの
お知らせ

令和7年3月27日に、みよし広域連合は株式会社明和クリーンと可燃ごみ処理業務事業契約の締結を行いました。その際、株式会社明和クリーンより新施設の建設工事は遅れなく進んでいると報告を受けております。今後は令和8年度中の供用開始に向け、双方連携しながら準備を進めてまいります。



▲左から(株)明和クリーン代表取締役 楠本隆文、広域連合長 高井美穂、副広域連合長 松浦敬治